

果樹等安定生産支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、果樹等安定生産支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、果樹及び大豆を対象とする畑作物共済の加入促進を図るために必要な補助金を交付し、もって本市農業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、畑作物共済掛金（以下「共済掛金」という。）を軽減する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する事業を行う鳥取東部農業共済組合とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、共済掛金の10分の1.625を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

平成13年4月17日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成16年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。